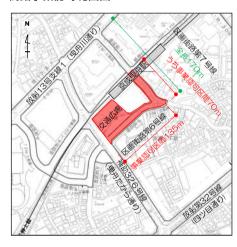
1.事業経過及び概要 -

墨田区画街路第6号線(交通広場を含む。)及び墨田区画街路第7号線の一部区間においては、平成28年11月21日に事業認可を取得し、令和3年3月17日に令和7年度末まで、事業施行期間を変更した。

これにより、令和4年度から京成曳舟駅前に交通広場を整備するほか、事業施行期間内において、バリアフリー化や無電柱化の整備を行う。

事業の種類及び名称	東京都市計画道路事業区画街路墨田区画街路 第6号線及び区画街路墨田区画街路第7号線
事業施行期間	平成28年11月21日 から 令和8年3月31日 まで
延長・幅員	[区画街路第6号線]延長135m、幅員12m (交通広場2,500㎡を含む。) [区画街路第7号線]延長 70m、幅員12m

街路事業認可範囲図



区画街路第6号線・第7号線 事業認可取得区間

【現況写真】



街路事業経緯及びスケジュール

年度	内容
平成18年度	都市計画決定
平成 2 8 年度	事業認可申請・事業認可取得
平成29年度~令和2年度	用地買収
平成 3 0 年度	電線共同溝整備(6号線の一部)
令和 2年度	事業認可変更
令和 4年度	交通広場整備
令和 5年度~6年度	電線共同溝整備 (残区間)
令和 7年度	道路整備

交通広場については、駅利用者の利便性向上を早期に図るため、令和5年度の供用開始を目指す。

2 . 交通広場の概要 -

面 積:2,500㎡(の範囲)

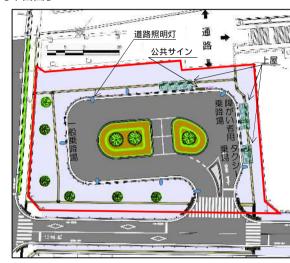
交通機能:障がい者用乗降場(1台分)、タクシー乗場(1台分)、

タクシープール(4台分)、一般乗降場(2台分)

施 設:上屋、公共サイン、横断抑止柵、道路照明灯、植栽(歩道・交通島)等

交通広場整備イメージ

【平面図】



- ・区画線の路面表示は、警察協議による。
- ・区内循環バスが乗り入れられる よう、停留所のスペースは確保 している。

【イメージパース】

